

登録研修機関が登録を受けてから5年以内に行う更新の手続きについて
(登録更新申請書の提出)

- 社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条に定める登録研修機関の登録については、登録された内容を更新するため、同法附則第9条の規定に基づき、添付の第11号様式により申請していただく必要があります。5年以内に更新を受けなかった場合は、その期間の経過により効力を失います。
- 登録更新手続きは、登録後5年目となる前日から2ヶ月前より申請を受け付けますが、審査に時間を要するため、登録後5年目となる前日から20日前までには県所管課にご提出ください。

■届出に必要な書類■

- ア 登録研修機関 登録更新申請書 (第11号様式)
- イ 添付書類
 - ・ 講師の一覧
 - ・ 講師の氏名及び履歴
 - ・ 研修に必要な施設、備品一覧、図書目録
 - ・ 業務規程
 - ・ 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に関する資料
- ウ 返信用封筒 (定型長3号封筒に宛先を記入し92円切手を貼付のこと)

■提出先■※登録研修機関の種類により提出先が異なります。

【住所】〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県

【担当課・グループ】

- ア 1号・2号登録研修機関→高齢福祉課 福祉施設グループ
- イ 3号登録研修機関→障害サービス課 事業支援グループ

■提出様式等の掲載場所■

障害福祉情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/default.asp>)

→書式ライブラリー

→6. お知らせ (県内共通)

→2. 喀痰吸引等制度に関するお知らせ

(以下はダウンロードする文書名)

- 登録研修機関の登録手続きについて
- 登録研修機関 登録申請等関係様式

【申請様式】登録研修機関 登録更新申請書 (第11号様式)

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 電話045(210)1111

高齢福祉課福祉施設グループ (内線4852)

障害サービス課事業支援グループ (内線4732)